

[事案 23-129] 災害死亡保険金支払請求

・平成 24 年 3 月 21 日 和解成立

<事案の概要>

転倒による骨盤骨折で入院中の被保険者の死亡につき、災害死亡保険金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被保険者（申立人の妻）は、平成 18 年 1 月に傷害保険に加入していたが、転倒によって生じた骨盤骨折により約 2 カ月にわたり入院し、骨盤骨折の影響ではぼ寝たきり状態であったために、間質性肺炎を悪化させて死亡に至った。保険会社は、転倒事故と死亡との間の因果関係を否定するが、担当医も、因果関係を認めているので、転倒による骨盤骨折と契約者の死亡には因果関係があるものと認めて、災害死亡保険金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下のとおり、申立人の主張には理由がなく、災害死亡保険金の支払請求に応じることはできない。

被保険者にはそもそも間質性肺炎があり、これが入院後約 1 カ月を経過したころから増悪して全肺に広がり最終的に死亡するに至ったものであり、被保険者の死亡と転倒による骨盤骨折との間には因果関係がない。

<裁定の概要>

裁定審査会は、当事者から提出された申立書、答弁書等の内容にもとづいて審理した結果、以下の理由から和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条第 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意を得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立契約の災害死亡保険金の支払事由は、被保険者が「責任開始時（略）以後に発生した（略）不慮の事故（略）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したとき」と定められており、本件では、不慮の事故である骨盤骨折を直接の原因として被保険者の死亡が生じたかの点が問題となる。
2. 本件事故と被保険者の死亡との因果関係について
 - (1) 被保険者は、本件事故により病院に入院加療していたところ、間質性肺炎の急性増悪を起こし、これにより死亡したことが認められる。
 - (2) 本件において、問題となるのは、被保険者の死亡が骨盤骨折という「不慮の事故による傷害」を直接の原因として引き起こされたものであると評価できるかという点であり、この点について、「不慮の事故による傷害」を直接の原因として引き起こされたと判断されるためには、「直接の原因」と結果（死亡・障害等）との間に直接的な因果関係が認められなければならないものの、「不慮の事故」から結果までの間に全く他の要素が入ってはならないというほどの強いものではないとされている。
 - (3) 被保険者の担当医師の見解を総合して考えると、本件では、骨盤骨折による長期臥床

が、被保険者の間質性肺炎の増悪に何らかの影響を与えていると考えられる。

しかしながら、死亡診断書による被保険者の直接死因が「間質性肺炎」であること、本件事故と間質性肺炎の急性増悪の間に1か月以上の間が空いていること、担当医師は、間質性肺炎の原因を「不明」とし、長期臥床が肺炎の引き金となった「可能性がある」ことを指摘しているにとどまること、入院中の安静加療中に間質性肺炎の急性増悪があったとしても、骨盤骨折の治療のために安静にすることによって、入院治療していなかった場合より、間質性肺炎の急性増悪を起こす蓋然性が著しく高まったとまでは認定できないこと、担当医師の見解では、間質性肺炎と骨盤骨折に伴う安静入院治療には因果関係が「無」と記載されていることなどから、提出されている証拠からは、骨盤骨折を直接の原因として間質性肺炎が増悪し、死亡に至ったとまでは認めることはできない。

3. もっとも、担当医師の見解では、間質性肺炎と入院安静治療との間に何らかの関係があることが指摘されており、これらの関連性を完全には否定することができない。